

**大阪府立漕艇センター、大阪府立臨海スポーツセンター
及び大阪府立体育会館指定管理者募集要項**

令和2年8月

大 阪 府

＝ 目 次 ＝

項 目	ページ
1. 指定管理者制度導入の目的	3
2. 施設の概要	3
3. 業務の範囲及び内容	5
4. 指定管理者の収支及び納付金等	1 5
5. 申請者の資格	1 7
6. 申請の手続き	1 8
7. 申請にあたっての提出書類	2 1
8. 指定管理者の選定	2 3
9. 指定予定期間	2 5
1 0. 指定管理者の指定及び協定の締結	2 6
1 1. 引継ぎ事項	2 6
1 2. モニタリング（点検）の実施	2 7
1 3. ネーミングライツパートナー企業の募集について	2 9
別紙 1 施設の内容	3 6
別紙 2 指定管理者として果たしていただくべき責務	3 9
別紙 3 施設の効用を最大限発揮するための方策	4 4
別紙 4 リスク分担表	4 5
別紙 5 審査基準	4 6
1 4. 申請書等の様式（様式第 1 号～様式第 7 号）	5 2
1 5. その他参考資料	
大阪府立漕艇センター資料	
大阪府立臨海スポーツセンター資料	
大阪府立体育会館資料	

大阪府立漕艇センター、臨海スポーツセンター及び体育会館 指定管理者募集要項

1. 指定管理者制度導入の目的

大阪府では、平成 17 年 4 月から指定管理者制度を導入し、大阪府立漕艇センター、臨海スポーツセンター及び体育会館（以下「3 施設」という。）においては平成 18 年度から導入しています。

大阪府立漕艇センターは、各種ボート競技大会を開催するなど本府のスポーツの振興に寄与してきた施設です。

大阪府立臨海スポーツセンターは、南大阪地域のスポーツ施設としてアイススケートをはじめテニスやバドミントン等府民のスポーツの場を提供するなど、大阪府のスポーツの振興を図るとともに、併せてクラブチームや競技団体の会議など文化的な集会の場も提供してきた施設です。

大阪府立体育会館は、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供することを目的に大阪府の競技スポーツ・生涯スポーツの拠点施設として設置した施設です。

3 施設の管理運営にあたっては、利用者サービスの向上や経費の節減を図ることはもとより、民間の経営手法や人材・技術力などの活力を最大限に活かした運営を行うことにより、施設を有効利用した事業展開を図るなど、魅力的な施設運営を目指しており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、大阪府立漕艇センター条例（昭和 44 年大阪府条例第 6 号）（以下「センター条例」という。）第 4 条、大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和 59 年大阪府条例第 9 号）（以下「臨スポ条例」という。）第 4 条、大阪府立体育会館条例（昭和 61 年大阪府条例第 30 号）（以下「会館条例」という。）第 4 条の規定に基づき、各 3 施設の次期指定管理者（令和 3 年 4 月から）を広く募集するものです。

2. 施設の概要

《大阪府立漕艇センター》

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 大阪府立漕艇センター |
| (2) 所 在 地 | 大阪府高石市高砂 1 丁目 |
| (3) 周辺環境 | 浜寺公園と泉北一区臨海埋立地に挟まれた巾 200 メートルの浜寺水路を使用し、B 級 1,000m 及び C 級 2,000m の公認を受けている漕艇コースがある。 |
| (4) アクセス | 南海本線羽衣駅からタクシー 7 分、
南海高師浜線高師浜駅から北西へ 900m、
JR 羽衣線東羽衣駅からタクシー 7 分
阪神高速道路 4 号湾岸線南行き「浜寺」、北行き「高石」出口。 |

- (5) 施設の竣工・開館 A棟：平成8年度 B棟：昭和44年開館
 (6) 施設の規模 敷地面積 4,428 m² (A棟とB棟の合計)
 建築面積 1,835 m² (A棟とB棟の合計)
 延床面積 2,711 m² (A棟とB棟の合計)
 建物構造 地上3階、鉄筋コンクリート造
 (7) 施設の内容 別紙1-1「施設の内容」のとおり

《大阪府立臨海スポーツセンター》

- (1) 名称 大阪府立臨海スポーツセンター
 (2) 所在地 大阪府高石市高師浜丁6-1
 (3) 周辺環境 大阪市中心部から約50分の立地で、高石市中心街から北西に位置し、浜寺水路に隣接する施設。
 (4) アクセス 南海本線高石駅から北西へ800m
 南海高師浜線高師浜駅から北西へ300m
 阪神高速道路4号湾岸線南行き「浜寺」、北行き「高石」出口。
 (5) 施設の竣工・開館 昭和47年6月竣工・開館
 (6) 施設の規模 敷地面積 25,695 m²
 建築面積 10,543 m²
 延床面積 12,381 m²
 建物構造 地上2階、地下1階、
 R C造 (一部S R C造、屋根鉄骨造)
 (7) 施設の内容 別紙1-2「施設の内容」のとおり

《大阪府立体育会館》

- (1) 名称 大阪府立体育会館
 (愛称：エディオンアリーナ大阪)
 (契約期間：平成27年9月1日から令和5年8月31日まで)
 (2) 所在地 大阪府大阪市浪速区難波中3-4-36
 (3) 周辺環境 大阪市内中心部の立地で、電車や高速道路の交通アクセスが便利
 (4) アクセス 大阪メトロ各線なんば駅から350m
 近鉄大阪難波駅から600m
 南海なんば駅南出口から250m
 JR難波駅から800m
 大阪シティバスなんば停留所から350m
 阪神高速道路「なんば」出口から車で約5分
 (5) 施設の竣工・開館 昭和62年1月竣工、昭和62年2月開館
 (6) 施設の規模 敷地面積 8,356 m²
 建築面積 7,171 m²
 延床面積 28,206 m²
 建物構造 地上4階、地下2階、塔屋1階

3. 業務の範囲及び内容

(1) 管理運営方針

大阪府ではこれまで「財政再建プログラム案（平成 20 年）」、「大阪府財政構造改革プラン案（平成 22 年）」及び「行財政改革推進プラン案（平成 27 年）」等を策定し、行財政改革に取り組んでいます。この中で使用料（利用料金）は、受益と負担の明確化の観点から 3 施設においては原則、受益者負担割合 100%とし、また指定管理者への委託料は支出しないこととなっています。指定管理者には民間の経営手法や人材・技術力などの活力を活かし、更なる経費の節減や自主事業を積極的に行うなど施設設備等を最大限に有効活用した提案をお願いします。

《大阪府立漕艇センター》

大阪府立漕艇センター（以下「センター」という。）は、国民体育大会をはじめ各種ボート競技大会を開催するなど、本府のスポーツの振興に寄与しています。

なお、指定管理者には、次の内容をご理解の上、遵守していただきます。

①開所時間・休所日

開所時間・休所日は、大阪府立漕艇センター条例施行規則（昭和 44 年大阪府教育委員会規則第 5 号）（以下「センター条例施行規則」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に定める時間及び休所日とします。

ア. 開所時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ. 休 所 日 月曜日（休日にあたる場合は翌日）

年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

※ 開所時間及び休所日については、上記を原則としますが、センター条例施行規則第 2 条第 1 項ただし書き及び第 3 条第 1 項ただし書きの規定により、臨時に変更することができます。その場合は、事前に大阪府の承認が必要となります。

なお、現在は指定管理者の申請に基づき利用者の早朝練習のため、また日照時間が長い夏などは開所時間の延長を承認しています。

②施設の良い維持管理

各種施設・設備等の機能、特性を十分に把握し、それらの機能及び衛生状態を正常に保持するとともに、関係法令等を遵守し、利用者が快適・安全に利用できるよう施設の環境保全、保安警備などを含め適正な維持・保全を行っていただきます。

③管理運営に係る事業年度

管理運営に係る事業年度は、大阪府の会計年度と同じ毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とします。センターの管理運営業務に係る事業計画・実績報告等はこの事業年度により作成してください。

④施設の利用条件

センターは、スポーツの振興を図るためセンター条例に基づき設置している府の公

の施設であること。また、収支改善、施設の有効活用及び府民サービスの向上のため、本施設を有効利用したドラゴンボートやカヌーなど各種のマリンスポーツを含めたスポーツ振興事業を実施することができるものとし、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとします。

以上を考慮し、提案にあたっての施設利用条件を以下のとおりとします。

ア. 艇庫

- ・ エイト、フォア、スカル、オールを入れる艇庫の貸業務を行うこと。
- ・ 年間利用計画策定時においては、センター条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。
- ・ 利用計画策定後、空スペースがある場合は、同スペースを利用した府民のスポーツ振興及び健全で文化的な活動に寄与する事業を実施することができるものとし、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

イ. トレーニング室、会議室、休息室

- ・ 利用に当たっては、センター条例等に基づき、貸業務を行うこととし、府民のスポーツ振興に寄与し、かつ周辺の風紀の保持に支障がない範囲において、実施する事業を提案すること。なお、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

※ 現在は利用料を徴収していない、持込み艇利用者について、艇を洗浄する際に掛かる水道料相当を利用料金として条例化する予定。

⑤利用料金

利用料金の額は、センター条例で定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとします。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について大阪府の承認が必要です。また、額を変更する場合も同様とします。

《大阪府立臨海スポーツセンター》

大阪府立臨海スポーツセンター（以下「臨スポ」という。）は、南大阪地域のスポーツ施設として、アイススケートをはじめテニスやバドミントン等府民のスポーツの場を提供するなど、大阪府のスポーツの振興を図るとともに、併せてクラブチームや競技団体の会議など文化的な集会の場も提供しています。

なお、指定管理者には、次の内容をご理解の上、遵守していただきます。

①開所時間・休所日

開所時間・休所日は、大阪府立臨海スポーツセンター条例施行規則（昭和59年大阪府教育委員会規則第3号）（以下「臨スポ条例施行規則」という。）第2条及び第3条の規定に定める時間及び休所日とします。

ア. 開所時間 午前9時から午後9時まで

イ. 休所日 木曜日（休日にあたる場合は翌日）

年末年始（12月29日から1月3日まで）

※ 開所時間及び休所日については、上記を原則としますが、臨スポ条例施行規則第2条第1項ただし書き及び第3条第1項ただし書きの規定により、臨時に変更する

ことができます。その場合は、事前に大阪府の承認が必要となります。

②施設の良好な維持管理

各種施設・設備等の機能、特性を十分に把握し、それらの機能及び衛生状態を正常に保持するとともに、関係法令等を遵守し、利用者が快適・安全に利用できるよう施設
の環境保全、保安警備などを含め適正な維持・保全を行っていただきます。

③管理運営に係る事業年度

管理運営に係る事業年度は、大阪府の会計年度と同じ毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とします。臨スポの管理運営業務に係る事業計画・実績報告等はこの事業年度により作成してください。

④施設の利用条件

臨スポは、体育及びスポーツの振興を図り、併せて文化的な集会の場を提供するため臨スポ条例に基づき設置している府の公の施設であることから、アマチュアスポーツ団体等（プロスポーツ、興行等を除く団体。）の利用（アマチュア団体等が実施している各種教室を含む。）に支障をきたさないことなどに配慮し、提案にあたっての施設利用条件を以下のとおりとします。

ア. 第1体育室

- ・利用に当たっては、午前（9時から正午）、午後（13時から16時30分）、夜間（17時30分から21時）の利用時間帯に分け、1日3コマで貸室を行うこととする。
- ・年間利用計画（※1）策定時においては、臨スポ条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。
- ・利用計画策定後、空室がある場合は、同室を利用した府民のスポーツ振興及び健全で文化的な活動に寄与する事業を実施することができるものとし、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

イ. 第2体育室

- ・利用に当たっては、午前、午後、夜間の利用時間帯に分け、1日3コマで貸室を行うこととする。
- ・年間利用計画策定時においては、臨スポ条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。
- ・また、府民のスポーツ振興に寄与し、かつ周辺の風紀の保持に支障がない範囲において、実施する事業を提案すること。なお、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

ウ. アイススケート場

- ・通年、アイススケートリンクとして運営を行うこととする。
- ・一般（開放）利用については、提案により利用時間帯を明確にすること。
参考（現行の利用時間帯）：11時30分から17時30分
- ・アマチュア競技団体等の専用使用枠を、1回につき1時間30分を1コマとし、1日（9時から21時）につき最低限2コマを確保すること。（ただし、時間外については制限を加えない。）
- ・年間利用計画策定時においては、臨スポ条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。
- ・府民のスポーツ振興に寄与し、かつ周辺の風紀の保持に支障がない範囲において、実施する事業を提案すること。なお、提案された事業については、指定管理者の

自主事業として位置づけることとする。

エ. 大会議室、小会議室

- ・利用に当たっては、午前、午後、夜間の利用時間帯に分け、1日3コマで貸室を行うこととし、府民の健全で文化的な集会等の用に供する。

オ. 駐車場運営

- ・有料駐車場 152 台分（臨時駐車場 20 台分を含む）の運営を行うこと。
- ・有料駐車場に係る諸経費（料金ゲート設置費、維持管理費等）においては指定管理者の負担とします。

※ 現在は未利用となっているトレーニングルームを多目的室として利用出来るよう、条例化する予定。

※ 年間利用計画：毎年、12 月末までに競技団体等から翌年度の利用計画書を提出してもらい、2 月末頃までに調整し、利用者を決定しています。なお、利用調整時期を早めていただくことは構いません。

⑤利用料金

利用料金の額は、臨スポ条例で定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとします。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について大阪府の承認が必要です。また、額を変更する場合も同様とします。

《大阪府立体育会館》

大阪府立体育会館（以下「会館」という。）は、昭和 62 年の開設以来、府の中核的なスポーツ施設として、府民の「するスポーツ」の場や、国際的、全国的競技大会の開催や興行等「見るスポーツ」の場を提供するなど、大阪府のスポーツの振興を図るとともに、併せて文化的な集会及びサーカスや家具の展示会など催物の場など催物の場も提供しています。これまで同様に、プロ興行の積極的な誘致など「スポーツとにぎわいの殿堂」として運営をします。

具体的には年間入館者数 100 万人規模を目指した取組みを行っているところです。

なお、指定管理者には、次の内容をご理解の上、遵守していただきます。

①開館時間・休館日

開館時間・休館日は、大阪府立体育会館条例施行規則（昭和 62 年大阪府教育委員会規則第 2 号）（以下「会館条例施行規則」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に定める時間及び休館日とします。

ア. 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

イ. 休 館 日 毎月第 1 火曜日（休日にあたる場合は翌日）

年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

※ 開館時間及び休館日については、上記を原則としますが、会館条例施行規則第 2 条第 1 項ただし書き及び第 3 条第 1 項ただし書きの規定により、臨時に変更することがあります。その場合は、事前に大阪府の承認が必要となります。

②施設の良い維持管理

各種施設・設備等の機能、特性を十分に把握し、それらの機能及び衛生状態を正常に保持するとともに、関係法令等を遵守し、利用者が快適・安全に利用できるよう施設の環境保全、保安警備などを含め適正な維持・保全を行っていただきます。

※ 令和3、4年度に正面玄関及び東側の植栽改修を予定しています。また、改修後は仕様書に沿って、植栽管理を行っていただきます。

③管理運営に係る事業年度

管理運営に係る事業年度は、大阪府の会計年度と同じ毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とします。会館の管理運営業務に係る事業計画・実績報告等はこの事業年度により作成してください。

④施設の利用条件

会館は、体育及びスポーツの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供するため会館条例に基づき設置している府の公の施設であることから、スポーツ振興及び健全で文化的な活動に寄与するとともに、「スポーツとにぎわいの殿堂」としてふさわしい活用をすることや年間入館者数100万人規模を目指した取組みなどを考慮し、提案にあたっての施設利用条件を以下のとおりとします。

また、難波地区のにぎわいづくりの拠点として年間入館者数の増加策についても提案してください。

ア. 第1競技場、第2競技場、柔道場、剣道場

- ・利用に当たっては、午前（9時から正午）、午後（13時から16時30分）、夜間（17時30分から21時）の利用時間帯に分け、1日3コマで貸室を行うこととし、年間利用計画（※1）策定時において、優先順位（※2）に留意すること。
- ・年間利用計画策定時においては、会館条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。

イ. 多目的ホール、会議室、特別室、切符売場

- ・利用に当たっては、午前、午後、夜間の利用時間帯に分け、1日3コマで貸室を行うこととし、健全で文化的な集会等の用に供する。
- ・年間利用計画策定時においては、会館条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。

ウ. ピロティ

- ・貸室の利用に支障をきたさないこと。また、周辺の風紀の保持に努めること。

※ 大会、イベント時等における準備・後始末のための時間延長については、柔軟に対応すること。

※ 利用計画策定後、空室がある場合は、同室を利用した府民のスポーツ振興及び健全で文化的な活動やにぎわいづくりの拠点に寄与する事業を実施することができるものとし、提案された新規事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

※ 大会、イベント時等における準備・後始末のための時間延長以外に、開館時間を延長する必要がある場合は、会館条例施行規則第2条の規定に基づき、事前に大阪府の承認が必要です

※1 年間利用計画：毎年、12月末までに競技団体等から翌年度の利用計画書を提出してもらい、2月末頃までに調整し、利用者を決定している。なお、利用

調整時期を早めていただくことは構いません。

※2 優先順位について

利用調整にあたっては、以下の優先順位としてください。

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 | にぎわいづくり |
| ア | プロ興行 |
| イ | 国際規模の各種大会 |
| ウ | 展示会・式典・有料行事等 |
| 2 | 全国規模、西日本等規模の各種大会 |
| 3 | 当会館の恒常的な行事及び周年行事 |
| 上記1の優先順位に加え、次の項目を勘案する。 | |
| ア | 各種行事の知名度、集客性に配慮 |
| イ | 広く府民が参加できる行事 |

⑤利用料金

利用料金の額は、会館条例で定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとし、ます。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について大阪府の承認が必要です。また、額を変更する場合も同様とします。

(2) 管理運営業務の内容

《センター》

ア. センター管理運営業務

- ① トレーニングルームの管理運営業務
- ② 貸艇庫、貸艇の管理運営業務
- ③ 総合案内業務
- ④ 附帯設備貸出補助及び雑業務
- ⑤ センターの一般利用に係るホームページ作成、更新業務
- ⑥ その他円滑な運営に必要な業務

イ. センター施設・設備維持管理業務

- ① 電気及び機械設備運転保守管理業務
- ② 警備保安業務
- ③ 清掃業務
- ④ 設備機器法定点検及び環境衛生業務
- ⑤ 設備機器定期点検業務
- ⑥ 植栽管理業務
- ⑦ その他円滑な施設管理に必要な業務

ウ. 自主事業

* 仕様書(現地説明会で配付)を示した業務については、仕様書の業務内容を基本とし、現状の水準を確保した提案とすること。現状の水準を確保した上で、更なる効率化が図れる提案がある場合は、合理的な理由を付して具体的な提案をすること。

《臨スポ》

ア. 臨スポ管理運営業務

- ① アイススケートリンクの管理運営業務(氷上管理、監視業務、貸し靴業務を含む)
- ② フロアの管理運営業務

- ③総合案内業務
- ④附帯設備貸出補助及び雑業務
- ⑤臨スポの一般利用に係るホームページ作成、更新業務
- ⑥その他円滑な運営に必要な業務
- イ. 臨スポ施設・設備維持管理業務
 - ①電気及び機械設備運転保守管理業務
 - ②警備保安業務
 - ③清掃業務
 - ④設備機器法定点検及び環境衛生業務
 - ⑤設備機器定期点検業務
 - ⑥駐車場管理業務
 - ⑦植栽管理業務
 - ⑧その他円滑な施設管理に必要な業務

ウ. 自主事業

*仕様書(現地説明会で配付)を示した業務については、仕様書の業務内容を基本とし、現状の水準を確保した提案とすること。現状の水準を確保した上で、更なる効率化が図れる提案がある場合は、合理的な理由を付して具体的な提案をすること。

《会館》

- ア. 会館管理運営業務
 - ①フロアの管理運営業務
 - ②救護室業務
 - ③総合案内業務
 - ④附帯設備貸出補助及び雑業務
 - ⑤会館の一般利用に係るホームページ作成、更新業務
 - ⑥その他円滑な運営に必要な業務
- イ. 会館施設・設備維持管理業務
 - ①電気及び機械設備運転保守管理業務
 - ②警備保安業務
 - ③清掃業務
 - ④設備機器法定点検及び環境衛生業務
 - ⑤設備機器定期点検業務
 - ⑥駐車場管理業務
 - ⑦植栽管理業務
 - ⑧その他円滑な施設管理に必要な業務

ウ. 自主事業

*仕様書(現地説明会で配付)を示した業務については、仕様書の業務内容を基本とし、現状の水準を確保した提案とすること。現状の水準を確保した上で、更なる効率化が図れる提案がある場合は、合理的な理由を付して具体的な提案をすること。

(3) 指定管理者に係る権限

- ① 3施設の利用承認及び取消し

3施設の利用の承認及びその取消しにあたっては、大阪府行政手続条例(平成7年大阪府条例第2号)に基づき、公正かつ透明な手続きのもと行っていただきます。

なお、指定管理者は目的外の使用許可はできません。

② 3 施設の入館の制限等

センター条例、臨スポ条例、会館条例、センター条例施行規則、臨スポ条例施行規則、会館条例施行規則及び大阪府行政手続条例に基づき、指定管理者は利用者に対して入館を禁じ、又は退館若しくは設備の変更の禁止について制限することができます。

③ 利用料金の減免

センター条例第 11 条第 6 項及びセンター条例施行規則第 12 条、臨スポ条例第 11 条第 6 項及び臨スポ条例施行規則第 13 条、会館条例第 11 条第 6 項及び会館条例施行規則第 13 条の規定に基づき、身体障がい者など指定管理者が適当と認めるときは利用料金を減額し、又は免除することができます。

④ 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、管理運営業務に加え、指定管理者自らが自主的にスポーツ教室の開催などの利用者サービスを提供していただくことができます。

⑤ 施設・設備への改修・整備

施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者自らの負担で施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくことは可能です。ただし、その場合は、あらかじめ大阪府の承認が必要です。なお、指定期間終了時に、施設等の価値を高めた場合で大阪府の承認を得たときは、原状回復は不要とします。(大阪府へ無償譲渡していただきます)

(4) 管理運営業務にあたって遵守すべき主な法令

大阪府の公の施設である各 3 施設の管理運営業務を行うにあたり、以下の関係法令、条例、及び関連する通知・要領の規定を遵守してください。

- ・ 地方自治法
- ・ 大阪府立漕艇センター条例 (センターのみ)
- ・ 大阪府立漕艇センター条例施行規則 (センターのみ)
- ・ 大阪府立臨海スポーツセンター条例 (臨スポのみ)
- ・ 大阪府立臨海スポーツセンター条例施行規則 (臨スポのみ)
- ・ 大阪府立体育会館条例 (会館のみ)
- ・ 大阪府立体育会館条例施行規則 (会館のみ)
- ・ 行政手続法、大阪府行政手続条例、個人情報保護法、大阪府個人情報保護条例、大阪府情報公開条例、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例 (以下「ハートフル条例」という。)
- ・ 施設維持、設備保守点検に関する法規等
 - 建築基準法、水道法、ガス事業法、高圧ガス取締法、大気汚染防止法、警備業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、電気事業法など、その他施設維持・設備保守を行うにあたり必要な法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法規
- ・ 大阪府暴力団排除条例等、暴力団排除に関する関連法規
- ・ 省エネルギーの仕様の合理化に関する法律
- ・ フロン類の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・ その他、管理運営業務に伴う関連法規・通知等

(5) ネーミングライツパートナー企業に関する提案について

①ネーミングライツの趣旨

大阪府では、様々な施設を有効に活用し、ネーミングライツや広告事業等の手法を用いた収入確保策を積極的に進めています。指定管理者制度導入施設においてもネーミングライツ等を導入し、有効活用を図っていくこととしています。ネーミングライツとは、日本語で「命名権」と訳され、一般的には公共施設などがもつ媒体価値をもとに、企業の社名やブランド名などを施設等の名称に付与することを契約により認めるものです。ネーミングライツのメリットは、命名した名称が府の広報活動等を通じて露出する機会を得られ、宣伝効果や地域社会への貢献によるイメージアップなどが期待されます。

②ネーミングライツパートナー企業の募集

本指定管理者の募集と併せて、センター及び臨スポにおけるネーミングライツパートナー企業を募集します。

本指定管理者の申請者がパートナー企業として提案することや、他の企業等を探して提案することができます。募集に関する条件などの詳細は、別紙6「13 ネーミングライツパートナー企業の募集について」をご確認ください。提案にあたっては現地説明会で看板掲出場所等を確認のうえ提案してください。

③指定管理者選考の評価

センター及び臨スポのネーミングライツについてご提案いただいた場合は指定管理者選考の評価に加味いたします。ただし、この提案を持ってネーミングライツに関する事項のみの決定を行うことはありませんのでご留意ください。

④その他

会館のネーミングライツ導入状況については次のとおりです。指定管理者には、府及びパートナー企業と緊密に連携・協力し、愛称の周知や愛称が定着するようご協力いただきます。

【会館のネーミングライツ概要】

- ・パートナー企業名：株式会社エディオン
- ・愛称：エディオンアリーナ大阪
- ・愛称使用期間：平成27年9月1日から令和5年8月31日までの8年間

(6) 事業報告書等の提出

①事業報告書

各3施設の指定管理者は、毎事業年度終了後30日以内にそれぞれの施設の管理運営業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、書面により大阪府に提出してください。

- ア 管理運営業務の実施状況（利用者数、施設利用状況、修繕状況、保守点検実施状況等）
- イ 管理運営業務の収支実績報告書
- ウ 自主事業の実施状況及び収支実績報告書
- エ 管理体制報告書（組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の実施状況並びに人権研修の実施状況等）
- オ 大阪府が管理運営業務の適正を期するため必要があると認める事項
 - ・利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況
 - ・障害者雇用状況報告書又は障害者雇入れ計画実施状況等

②財務諸表

各3施設の指定管理者は、毎事業年度終了後の翌年度で大阪府が指定する日までに、指定管理者（全ての構成団体）における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書）又は財団法人等の団体はこれに類する財務書類を書面により大阪府に提出してください。

※提出にあたっては公認会計士等の会計監査結果を併せて提出してください。

(7) 事業計画書等の提出

各3施設の指定管理者は、指定期間中において、毎事業年度開始の前年度で大阪府が指定する日までに、次年度に予定する事業計画書、収支計画書、管理体制計画書（以下「事業計画書等」という。）を作成し、大阪府に提出してください。

(8) 事業計画書等の実施状況の確認

各3施設の指定管理者は、管理運営業務の適正な事業運営を図るため、事業計画書等の実施状況を毎年度四半期ごとに書面により大阪府に提出してください。

(9) 指定管理者評価（モニタリング）の実施

大阪府は事業計画等の実施状況について、毎事業年度ごとに管理運営業務の実施状況等に関する調査、審議及び評価を行うため、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会（平成24年大阪府教育委員会規則第20号）を開催します。各3施設の指定管理者は、自己評価の実施、調査の実施等に協力していただきます。

(10) 実地調査等の監査対応

大阪府は、管理運営業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により管理運営業務内容又はこれに関連する事項について、指定管理者に対して説明を求め、実地調査し、書類の提出を求め、必要な指示をする場合があります。

また、地方自治法第199条第7項の規定により監査委員は、必要があると認めるときは、監査することができます。（監査委員による監査、公認会計士等による包括外部監査人による監査、個別外部監査人による監査）

これらの場合には大阪府及び監査委員等の求めに応じて書類提出など誠実に対応していただきます。

(11) 指定管理者と大阪府の責任分担

指定期間中（準備期間を含む）の指定管理者と大阪府との責任分担（リスク分担）は別紙4「リスク分担表」のとおりとし、大阪府議会での議決を経た後に大阪府と締結する管理運営業務契約書に明記します。

(12) 自主事業及び修繕等の提案

① 自主事業の実施

各3施設の指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、管理運営業務に加え、指定管理者自らが自主的にスポーツ教室の開催などの利用者サービスを提供して収益事業を実施することができます。民間のノウハウを活用した幅広い積極的な提案をお願いします。提案にあたっては事業計画書（様式第2号）及

び収支計画書（様式第3号）に具体的にご記入ください。

なお、提案のあった自主事業の実施については、事前に大阪府と協議し、大阪府議会での議決を経た後に大阪府と締結する管理運営業務契約書に明記します。提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する恐れがあるときは、その旨を事業計画書（様式第2号）に明記してください。

②基本修繕の実施

管理運営業務に伴う修繕費は各3施設の施設・設備の機能維持、保全管理、利用者の安全及び計画的な補修に資するため、管理運営に必要な経費をご提案ください。ただし、事業計画書及び収支計画書に計上する基本修繕費は各年度ごとにセンターは60万円以上、臨スポは500万円以上、会館は800万円以上で提案してください。なお、基本修繕費が、年度ごとに実績額が下回る場合は、その下回った額を当該年度の府への納付金に加算します。

(13) 施設への投資について

施設の魅力を高めるため、別紙3「施設の効用を最大限に発揮するための方策」について、ご提案いただきます。これについては、指定管理期間中、提案内容に沿って誠実に実施いただきます。

(14) 施設・貸与物品について

大阪府は管理運営業務を遂行するため、現状の施設及び附帯設備を無償で指定管理者に利用させるものとし、各3施設の指定管理者は管理運営業務を遂行するために必要な備品、用具、機器、装置、材料等を備えるものとします。ただし、大阪府が所有する物品等については、無償で指定管理者に貸与します。ただし、自主事業又は大阪府が別途行う目的外使用許可を行う施設等については除きます。なお、臨スポにおける氷上整備車は指定管理者でご用意（現指定管理者2台用意）ください。

また、臨スポにおけるアイススケートの貸出用の靴は指定管理者でご用意（現指定管理者約2千2百足用意）いただき、大阪府に無償貸与（書面により貸与契約を締結）をしていただきます。

貸与物品は常に善良なる指定管理者の注意をもって管理し、各年度半期ごとに保管状況を大阪府に報告していただきます。その他貸与物品の取扱いは、大阪府議会での議決後に大阪府と締結する管理運営業務契約書に明記します。

(15) 提案内容について

提案内容については、当該提案に基づき大阪府と協議して定めた管理運営業務協定書及び仕様書により誠実に履行していただきます。業務不履行など不誠実な対応があった場合は、指定を取り消す場合があります。

4. 指定管理者の収支及び納付金等

(1) 指定管理者の収支及び納付金

①指定管理者の収支

各3施設は、地方自治法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、自主事業収入と併せ、利用料金を指定管理者自らの収入とします。

また、施設の管理運営経費及び自主事業に係る経費を指定管理者自らが支出し、各3施設の管理運営業務を行っていただきます。提案の際は、「管理運営事業」と「自主事業」に分けて収支計画（様式第3号）を作成してください。

なお、各3施設とも指定管理者への委託料は支出しません。

②府への納付金

収支計画書において提案のあった府への納付金については、年度毎に、府が納入期限日を指定し発行する納入通知書に従い、当該事業年度の翌年度の5月末日までに、指定する口座に完納していただきます。収支計画書において提案された5年間（会館は10年間）の納付金の総額が下記の参考価格×5年（会館は10年）の金額を下回っている場合は、選定審査の対象から除外しますので、参考価格以上で提案してください。

参考価格：センター（0千円／年額）、臨スポ（6,500千円／年額）

会館（140,000千円／年額）

③納付金の精算

納付金は、次のアからウの順により、各年度の収支実績額に基づき、各年度ごとに精算を行います。

項 目		主な内容
総 収 入	事業収入	・センター条例、臨スポ条例、会館条例に定める額の範囲で利用者から徴収する利用料金
	自主事業収入	・指定管理者自ら自主的にスポーツ教室などのサービスを提供する事業の収入
	その他収入	・行政財産目的外使用許可団体の光熱水費実費相当額 等
総 支 出	府への納付金	・大阪府への納付金（参考価格以上）
	管理運営経費	・管理運営業務にかかる経費（人件費、光熱水費、消耗品費、宣伝広告費、通信運搬費、基本修繕費（※1）、修繕費・備品費、手数料、委託料、公租公課（会館：事業所税含む）、賃貸料、施設整備費、減価償却費、その他） 法定点検代、設備等の保守点検代、施設賠償保険代などを含む。 ※ネーミングライツ料は算入することはできません。
	自主事業経費	・自主事業にかかる経費（施設の利用料金、講師謝礼等）
損 益		・下記ア～ウの精算後の利益は、指定管理者の利益となります。 ・下記ア～ウの精算後に損失が生じた場合は、指定管理者の負担となります。

ア．基本修繕費（※1）は、各年度ごとにセンターは60万円以上、臨スポは500万円以上、会館は800万円以上の提案額としてください。基本修繕費が、年度ごとに実績額が下回る場合は、その下回った額を当該年度の府への納付金に加算します。

イ．大阪府が責任を負う休止及び大阪府の発意によって生じた新たな工事・事業の実施により、各3施設を休止又は一部休止した場合の納付金については、指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）に関する大阪府議会の議決後にそれぞれの施設の指定管理者と協議の上、大阪府と締結する管理運営業務契約書に明記します。

なお、影響額の算出式及び納付金へ算式は下記のとおりとします。

【影響額の算出式】（全施設を休止した場合）

$$\begin{array}{l} \text{過去3カ年平均の施設に係る収入 (A)} \\ - \text{過去3カ年平均の施設事業に要した費用 (B)} \\ \hline = \text{損益額 (C)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{当該年度の施設に係る収入 (D)} \\ - \text{当該年度の施設事業に要した費用 (E)} \\ \hline = \text{損益額 (F)} \end{array}$$

$$(C) - (F) = \text{影響額 (G)}$$

注) 施設に係る収入とは、事業収入（利用料金収入）、自主事業収入、その他収入の総収入とする。
施設事業に要した費用とは、管理運営経費における人件費、光熱水費、消耗品費、宣伝広告費、通信運搬費、基本修繕費、修繕費・備品費、手数料、委託料、公租公課費、賃貸料、施設整備費、その他の項目及び自主事業経費とする。

【納付金への算式】

$$\text{大阪府への納付金} = (\text{当該年度の提案納付金} + \text{ア}) - \text{影響額 (G)}$$

※影響額は当該年度の提案納付金の額を限度とします。

ウ. 上記ア、イの結果、各年度の実績における総収入が総支出を上回った場合は、以下の表の a から c の該当する区分に応じて、右欄の計算により、一定の割合を当該年度の大阪府への納付金に加算します。

《センター》

当該年度の利益額	大阪府への納付金に加算する額
a 100万円以上の場合	利益額の5%

《臨スポ及び会館》

当該年度の利益額	大阪府への納付金に加算する額
a 500万円以下の場合	利益額の50%
b 500万円を超え、1,000万円以下の場合	250万円 + (500万円を超え、1,000万円までの利益額の20%)
c 1,000万円を超える場合	350万円 + (1,000万円を超える利益額の5%)

(2) 会計の区分及び管理口座

各3施設の管理運営業務の実施にあたっては、申請者が実施する他の事業と会計を区分することとし、管理する口座は、それぞれ独立した口座を設けてください。

5. 申請者の資格

次の要件を満たす会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む）特定非営利活動

促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。グループによる申請の場合、当該申請法人等が代表者を選任していることのほか、代表者を含むグループの全ての構成員が、以下の要件を全て満たしていること。

- ① 事業を行う上での必要な法的資格（電気主任技術者、防火管理者、建築物環境衛生管理技術者等）を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- ② 臨スポ及び会館においては、申請時において3年以上、団体としての活動及びスポーツ施設の運営の実績があること。複数の団体が共同して提案する場合は、少なくとも1法人等が満たすこと。
- ③ 府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- ④ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により本府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者。なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取り消しの日から2年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないものとみなす。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

6. 申請の手続き

※ 申請にかかる経費は申請者の負担となります。

(1) スケジュール

募集要項の配付開始日	令和2年 8月21日（金曜日）
現地説明会・施設案内の開催	令和2年 9月 3日（木曜日）会館 令和2年 9月 4日（金曜日）臨スポ・センター
質問票の提出期限	令和2年 9月14日（月曜日）
質問に対する回答日（予定）	令和2年 9月25日（金曜日）
申請受付期間	令和2年10月16日（金曜日）から 令和2年10月21日（水曜日）まで
プレゼンテーション及び選定委員会	令和2年10月下旬～11月上旬

指定管理候補者決定	令和2年11月中旬
府議会（指定管理者の指定議案）	令和2年12月（予定）
指定管理者の決定通知（議決された場合）	令和2年12月下旬（予定）

（２）募集要項の配付

ア 配付期間

令和2年8月21日（金曜日）～令和2年10月21日（水曜日）
午前9時～午後5時
（ただし、土曜、日曜日及び祝日は取り扱いしていません。）

イ 配付場所

① 来庁により受け取る場合

大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ
大阪府中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館6階
電話 06-6944-9366

② インターネットにより受け取る場合

次のホームページから申請書類のうち、以下の書類が取り出せます。

アドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/sisetu/sentei2020.html>

a 募集要項

b 申請書類

- ・指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支計画書（様式第3号）
- ・管理体制計画書（様式第4号）
- ・障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第5号）
- ・障がい者雇用状況報告書（様式第6号）
- ・グループ構成員によるグループ代表者への委任状
- ・ネーミングライツパートナー企業に関する提案書（様式第7号）
- ・誓約書（様式第8号）
- ・現地説明会・施設案内参加申込書（様式第9号）
- ・質問票（様式第10号）

（３）現地説明会・施設案内及び質疑

ア 開催日時

① 申請に関する説明会

A. センターの説明会

令和2年9月4日（金曜日） 午後3時から 1時間程度

B. 臨スポの説明会

令和2年9月4日（金曜日） 午後1時から 1時間程度

C. 会館の説明会

令和2年9月3日（木曜日） 午後3時から 1時間程度

② 施設案内

A. センターの施設案内

令和2年9月4日（金曜日） 午後4時から 30分程度

B. 臨スポの施設案内

令和2年9月4日（金曜日） 午後2時から 30分程度

C. 会館の施設案内

令和2年9月3日(木曜日) 午後4時から 30分程度

- ※ 申請する場合は、必ず現地説明会にご参加ください。なお、ご都合により参加できない場合、別途説明会は開催しませんのでご注意ください。参加できない場合は、必ず当課担当までご連絡ください。
- ※ 上記の開始及び終了時刻については、進行状況により前後する可能性がありますので予めご了承ください。また、来館の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ※ 説明会には、本募集要項等の配付資料は、各自でご持参ください。

イ 開催場所

- A. 大阪府立漕艇センター 小会議室
住所：高石市高砂1丁目
- B. 大阪府立臨海スポーツセンター 小会議室
住所：高石市高師浜丁6-1
- C. 大阪府立体育会館 会議室
住所：大阪市浪速区難波中3丁目4番36号

ウ 申込方法

現地説明会・施設案内参加申込書(様式第9号)により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。口頭、電話による申し込みは取り扱いたしません。なお、参加にあたっては、会場の都合により、1団体2名以内でお願いします。

① 申込期間

令和2年8月28日(金曜日)午後5時〔必着〕

- ※ 8月28日(金曜日)午後5時を過ぎても保健体育課から「参加申込受付済」の連絡がない場合は、8月28日(金曜日)午後6時までに当課競技スポーツグループ施設担当(電話06-6944-9366)まで連絡してください。

② 申込場所 募集要項の配付場所と同じです。

郵送の場合は、郵便番号540-8571を記載すれば住所の記入は不要です。

FAX番号：06-6941-4815

電子メールアドレス：kyoikushinko-g07@sbbox.pref.osaka.lg.jp

エ 質疑

① 質問期限

質問がある場合は、令和2年9月3日(木曜日)から9月14日(月曜日)午後5時(厳守)までに、必ず「質問票(様式第10号)」を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。

なお、質問はこれ以降、申請の手続きを除き、受付しません。

② 提出場所 募集要項の配付場所と同じです。

郵送の場合は、郵便番号540-8571を記載すれば住所の記入は不要です。

FAX番号：06-6941-4815

電子メールアドレス：kyoikushinko-g07@sbbox.pref.osaka.lg.jp

※質問に対する回答は、令和2年9月25日(金曜日)以降に次のホームページに掲載する予定です。

アドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/sisetu/sentei2020.html>

※申請者は、必ずこの質問・回答内容をご確認のうえ、申請してください。

(4) 申請書類の受付

- ① 受付期間 令和2年10月16日(金曜日)～10月21日(水曜日)
午前9時～午後5時〔厳守〕
(ただし、土曜、日曜日及び祝日は取り扱いしていません。)
なお、提出期限を経過した後は、受け付けません。また、提出期限後に申請書類の変更及び追加は、認めません。
- ② 提出場所 募集要項の配付場所と同じです。
大阪府教育庁教育振興室保健体育課 競技スポーツグループ
大阪府中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館6階
電話 06-6944-9366
- ※ 申請書類は、必ず持参してください。郵送された提出書類は受け付けません。
※ 全ての申請書類が整っていない場合は受け付けできません。(不足する申請書類がある場合についても、提出期限内にご提出ください。)

(5) その他

申請資格を有しないと認められる方の質疑、現地説明会・施設案内への参加は、お断りします。

7. 申請にあたっての提出書類

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、提出書類中、事業計画書、収支計画書並びに管理体制計画書には、選定方針等を踏まえたうえで、各3施設の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。

特に事業計画書には、イベント誘致・開催等の取組内容、利用者の増加を図るための具体的手法、サービス向上を図るための具体的手法、施設・設備等の長寿命化、安全対策などの維持管理手法（修繕提案を含む）、また、府民の体育及びスポーツ並びに文化振興を図るための具体的な方策を示してください。

①指定管理者指定申請書（様式第1号）
②事業計画書（様式第2号） 各3施設の管理運営に関する業務を最も適正かつ確実にを行うことができるよう、下記の点に留意して記入してください。 ア 平等利用が確保されるような適切な管理を行うための方策 イ 施設の効用を最大限発揮するための具体的な方策 ウ 管理運営に係る経費の縮減に関する具体的な方策 エ 適正な管理の業務遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 オ その他管理に際して必要な事項 ※ 施設・設備の老朽化や長寿命化を図るため、基本修繕費とは別に改修・改善計画があればご提案ください。(保守点検、設備の管理・更新に係る取組み)
③収支計画書（様式第3号） 各年度ごとに、施設管理運営業務、自主事業ごとに別表とし、合算した総括表を作成すること。なお、自主事業の収支がマイナスとなる提案はできません。
④管理体制計画書（様式第4号）

<p>管理運営業務、再委託、受付け、警備、清掃、施設設備管理など各部門の人員配置について示すこと。</p>
<p>⑤法人等の概要を示す書類</p> <p>ア 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの</p> <p>イ 法人にあっては、登記簿謄本の原本（発行日から1ヵ月以内のもの、登記事項全部がわかるもの）</p> <p>ウ 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずるものの名簿及び履歴書、職務の分担</p> <p>エ 法人等の事業の概要を記載した書類</p> <p>オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売り上げ高等を記載した書類）</p> <p>カ 最近3事業年度の事業報告書、財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの）。グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。）※有価証券報告書（金融商品取引法も基づく報告書）がある場合は、最近3事業年度分を提出（本報告書は1部で構いません）。</p> <p>キ 令和2年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>※ 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。</p>
<p>⑥指定の申請に関する意思決定を証する書類</p> <p>取締役会、理事会の議決書等、申請する法人等内部の意思決定を証するものを提出してください。複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。（原本証明の押印したもの）</p>
<p>⑦納税証明書（原本）</p> <p>ア 府税（全税目）に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書</p> <p>イ 最近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>※ 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。</p>
<p>⑧その他施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し（職員又は再委託を含む）</p> <p>ア 防火対象物の防火管理者の資格</p> <p>イ 建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づく登録（建築物環境衛生管理技術者）</p> <p>ウ 電気自事業法に基づく電気主任技術者の資格</p> <p>エ 警備業法に基づく認定</p> <p>オ 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（臨スポのみ）</p> <p>カ その他、事業を実施するにあたり必要な資格</p>
<p>⑨障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第5号）</p> <p>公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者45.5人以上の事業主のみ</p> <p>※ 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。</p>
<p>⑩公共職業安定所長に提出している障がい者雇用状況報告書の写し</p> <p>公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者45.5人以上の事業主のみ</p> <p>※ 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。</p>

<p>⑪障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者 45.5 人未満の事業主用）（様式第 6 号） 公共職業安定所長に「障がい者雇用状況報告書」の提出義務のない常用雇用労働者 45.5 人未満の事業主のみ。 ※ 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。</p>
<p>⑫自主的環境マネジメントシステム（EMS）の構築もしくはグリーン調達方針の策定を証明できる書類（規定や方針等）、または、第三者認証 EMS を証明できる書類（登録証の写し）</p>
<p>⑬印鑑証明書（提出日において発行の日から 3 ヶ月以内のもの） 複数の法人等が構成するグループで申請する場合は、全ての構成員の書類を提出してください。</p>
<p>⑭グループ構成員によるグループ代表者への委任状</p>
<p>⑮ネーミングライツパートナー企業に関する提案書（様式第 7 号） 提案がある場合のみ提出してください。なお、提案がある場合は、誓約書（様式第 8 号） やその他のネーミングライツに関する提出書類も同時に提出してください。 詳細は別紙 6「ネーミングライツパートナー企業の募集について」をご確認ください。</p>

（2）複数の法人等が共同して申請する場合

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、(1) ⑤「法人等の概要を示す書類」から⑫「印鑑証明書」までの書類は、構成する全ての法人等について提出してください。併せて、「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。

なお、単独で申請した法人等は、グループでの申請の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

申請書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

（3）提出部数

10 部（正本 1 部、写し 9 部）を提出してください。

※提出書類のうち、②事業計画書、③収支計画書、④管理体制計画書は、CD-ROM等の電子メディアにコピーして 1 部を併せてご提出ください。

（4）提出書類の返却

理由の如何を問わず全ての提出書類は返却しません。

（5）提出書類の不備等

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。また、原則として、提出書類の変更はできません。提出書類に不足がある場合は、提出期限までに必ず提出してください。

なお、提出書類について、後日、参考資料を求めることがあります。

（6）提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

8. 指定管理者の選定

(1) 選定方針

各3施設の指定管理者には、センター条例第7条、臨スポ条例第7条、会館条例第7条に基づき、大阪府の管理運営方針を最も適正かつ確実に行うことができると認められる者を選定します。

(2) 審査方法

大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、別紙5「審査基準」に基づいて、提出された書類及び申請者のプレゼンテーションを審査し、最優先交渉権者と次点者を選びます。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ①提出書類に著しい不備があった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- ④書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- ⑤その他不正行為があった場合
 - ア 他の申請者と申請提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - イ 選定の前に、他の申請提案者に対して申請提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ 選定を行う委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 最優先交渉権者の選定

選定委員会における審査及びプレゼンテーションの審査・評価の結果、最も評価の点数が高い法人等を最優先交渉権者とします。

ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、総合力に劣るもの、若しくは管理運営に重大な支障をきたすおそれがあるものとして、選定されません。その場合は、次点者を最優先交渉権者とします。

- ①審査基準（別紙5）における「評価方針」の5つにおいて、いずれかが0点の場合
- ②審査基準（別紙5）における「評価方針」のうち、「適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項」の3つにおいて、いずれかが0点の場合

複数の申請者の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い申請者を最優先交渉権者とします。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

(4) 提案があった事業計画等の説明（プレゼンテーション）

選定委員会では、直接、申請者から、提案があった事業計画（自主事業を含む）についての説明を求めることとしています。事前に申請者には実施日時等を通知します。

なお、提案内容の説明は、申請者を代表して説明や意見を述べられる方に行っていただきます。

(5) 審査結果

選定委員会の審査結果については申請者に書面で通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、以下①～⑦の項目を大阪府のホームページにおいて公表します。

- ①全申請者の名称
[*申込順に公表]
 - ②指定管理候補者及び次点者の名称、評価点(提案金額、委員ごとの点数を含む。)
[*名称と評価点を特定して公表]
 - ③指定管理候補者及び次点者以外の申請者の評価点(提案金額、委員ごとの点数を含む。)
[*申請者の名称は匿名で評価点を得点順に公表]
 - ④指定管理候補者の選定理由
[*講評ポイントを公表]
 - ⑤選定委員会委員の氏名
 - ⑥委員選定の考え方
 - ⑦その他
- ※申請者が3者(指定管理候補者、次点者、及び他の1者)の場合、他の1者については、①申請者名称は公表しますが、③申請者評価点は公表しません。

(6) 指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者を選定します。

なお、最優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する場合があります。

9. 指定予定期間

センター・臨スポ：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

会館：令和3年4月1日から令和13年3月31日まで(10年間)

指定期間は、大阪府議会の議決後、大阪府が指定した日に確定します。ただし、管理の業務又は経理の状況に関する大阪府の指示に従わないときなど、センター条例第10条、臨スポ条例第10条及び会館条例第10条に規定する事項に該当する場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

10. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、大阪府議会での議決を経た後に大阪府が指定管理者として指定し、その旨を大阪府が公告します。

指定管理者として指定された事業主は、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成21年大阪府条例第84号）第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。また、障がい者雇用率未達成の事業主につきましては、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組をしていただく必要があります。詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センターにお問い合わせください。

大阪府障がい者雇用促進センター

大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館11階
電話 06-6360-9077・9078

(2) 協定の締結

大阪府と指定管理候補者とで協議し、下記の項目について、令和3年度から令和7年度（会館は令和12年度）までの管理運営業務協定を締結します。

・業務名称	・履行場所	・指定期間
・総則	・使用目的	・納付金の金額
・基本的な業務等の範囲	・指定管理者の責務	・危機管理マニュアルの策定
・事業計画書等の提出	・委託料の金額	・委託料の支払
・事業報告書等の提出	・備品等の費用負担	・リスク負担
・保険加入	・個人情報の保護	・秘密の保持
・個人情報、データ等の管理	・情報公開	・自主事業
・人権研修の実施	・審査請求の取扱い	・原状回復
・指定取消し	・損害の賠償	・指定の辞退等
・再委託の禁止等	・施設等の利用	・文書管理
・モニタリング（点検）の実施	・利用者満足度調査の実施	
・重要事項の変更の届出	・書類の提出	
・業務の引継ぎ	・協議	

11. 引継ぎ事項

- ① 各3施設の指定管理者は、令和3年4月1日から管理運営業務が円滑に開始できるよう、現在の各3施設の指定管理者（以下「現指定管理者」という。）と令和2年度末までにそれぞれ必要な引継ぎを受けてください。
- ② 各3施設の指定管理者は、引継ぎを受けた事項について、利用者に対するサービス・支援が継続的に実施されるよう、誠実に対応してください。
- ③ 各3施設の指定管理者への引継事務に要する費用は、それぞれ新たな指定管理者の負担とします。

また、現指定管理者が指定期間満了後、引継ぎ事務が生じた場合の費用も新たな指定管理者の負担とします。

- (ア) 引継ぎの際、指定管理者には現指定管理者と同様の守秘義務が課せられます。
- (イ) 施設利用等の予約について、令和3年3月末までに現指定管理者が受け付けた、令和3年度以降の各3施設の利用者の予約については、予約時と同一条件（現指定管理者と各3施設の利用者が合意したものと同一条件）での利用を保証してください。
- (ウ) 令和3年度以降の各3施設の利用に係る予約金（前受金）は、指定管理者の収入とし、現指定管理者から引き継ぎを受けてください。
- (エ) 利用料金は原則、前納としていますが令和2年度末までに、現指定管理者が利用承認を行った令和3年度以降に開催される行事等のうち、3施設の利用者に利用料金を後納させることとしたものについて、当該後納料金は令和3年度以降の指定管理者の収入となります。
- (オ) 新指定管理者は、指定期間満了時に指定管理者を交替する場合も、利用者へのサービス・支援の継続性の観点から、上記事項と同様に、次の指定管理者に確実に引き継ぎを行ってください。

1 2 モニタリング（点検）の実施

（1）毎年度の評価

年度ごとに、その運営の状況について、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会によるモニタリング（点検）を実施します。モニタリングは、業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることで、さらに府民サービスの向上につながっていくためのものです。指定管理者には、自己評価を行っていただくなど、取組みをお願いします。

なお、自己評価については、施設所管課による評価項目ごとの評価と、それらを総括した年度評価とあわせ、指定管理者評価委員会に報告させていただきます。

（2）総合評価

- ・臨スポ・センター

令和6年度（指定期間の最終年度の前の年度）に、施設所管課においてそれまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を実施します。

- ・会館

令和11年度（指定期間の最終年度の前の年度）に、施設所管課においてそれまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を実施します。

（3）総合評価結果の次回指定管理者選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、本施設の次回の指定管理者の選定公募に申請し、かつ当該管理者が、上記（2）の総合評価結果が最低評価である場合、次回の選定において採点評価に減点措置（※）を講じることとします。

※減点措置

総合評価結果が最低評価となった場合、当該事業者の採点評価については、別紙5に記載の審査基準に記載の配点のうち、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除い

た得点に対して10%の減点率を乗じることとします。

なお、対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について、個々に減点措置を適用することとします。

また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用します。

(4) 最終評価

- ・臨スポ・センター

令和7年度（指定期間の最終年度）に、施設所管課において指定期間を通じての年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を実施します。

- ・会館

令和12年度（指定期間の最終年度）に、施設所管課において指定期間を通じての年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を実施します。

13 ネーミングライツパートナー企業の募集について

1 対象施設等

大阪府立のスポーツ施設を有効活用するとともに安定した経営基盤を確立し、府民サービスの向上を図り、大阪府立のスポーツ施設の魅力を高めることを目的にネーミングライツを導入します。この施設の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、事業趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等（以下「パートナー企業」という。）を募集します。

対象施設	所在地
大阪府立漕艇センター（以下「センター」という。）	高石市高砂1丁目
大阪府立臨海スポーツセンター（以下「臨スポ」という。）	高石市高師浜丁6-1

※各施設の概要は、指定管理者募集要項1. 施設の概要をご覧ください。

2 最低契約額及び契約期間

施設名	最低契約額(年額)	契約期間	愛称使用開始日
センター	10万円	5年間	令和3年4月1日
臨スポ	80万円	5年間	令和3年4月1日

- (1) 上記の最低契約額は、1年あたりの額（消費税及び地方消費税抜き額）です。契約額は別途消費税及び地方消費税が必要となります。最低契約額以上で提案してください。
- (2) パートナー企業には提案書（様式第12号）に提示いただくネーミングライツ料提案額とは別に、3(1)に示す名称変更等に係る諸経費が必要となります。
- (3) 契約料の支払いは、各年度毎に4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに府が発行する納入通知書により府が指定する口座に支払うこととします。
- (4) 愛称の使用期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

3 契約条件

(1) 名称の変更に伴う諸経費の負担

ネーミングライツ料とは別に、導入に伴う諸経費（看板作成・設置、補修費その他導入コスト及び契約期間満了後の当該看板等の撤去及び原状復旧に要する費用等）は、パートナー企業が負担するものとします。なお、ネーミングライツ料は指定管理者の管理運営経費に算入することはできません。

(2) 愛称に関する事項

- ①愛称名は日本語（漢字、カタカナ、ひらがな）及び英語アルファベットに限ります。また、愛称に企業や商品等のロゴやマーク等（以下「ロゴ等」という。）を含めることができます。ロゴ等は、当該提案のあったパートナー企業が権利を有する登録商標であることが必要です。
- ②大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告事業掲載基準に反する愛称ではないこと。
- ③施設の管理、運営に支障をきたさない名称であること。
- ④施設のイメージや親しみやすさが損なわれることがないこと。

- ⑤愛称の看板等の設置場所、施工範囲、設置時期、大きさ等は府と協議のうえ、決定します。
- ⑥利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称変更は、原則としてできません。
また、新愛称が定着するまで（1年間を予定しています）、広報媒体への情報提供時には設置条例上の名称を併記させていただきます。
- ⑦今回募集する名称は、施設の愛称であることから、センター条例及び臨スポ条例で定める正式な施設名称の改正は行いません。

4 申請資格

次の条件を全て満たす企業等を対象とします。

- ①指定管理者募集要項に基づく指定管理者の申請者であること。（当該申請者が別の企業等を探して提案することができます。その場合は、当該企業等は次の②から④の条件を満たすこと。）
- ②大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告掲載基準に反する企業等は除く。
- ③指定管理者募集要項6. 申請者の資格を満たすこと。（ただし、6. 申請者の資格のうち、①及び②の要件は除く。）
- ④その他、愛称を命名する権利を取得することが適当でないと府が認める企業等は除く。

5 選定方法・募集期間等

(1) 選定方法

提案書の提出があった場合は、府が別途設置する大阪府立スポーツ施設ネーミングライツパートナー企業選定審査会において、本ネーミングライツパートナー企業の募集に関する契約条件、申請資格等の審査を行います。審査の結果、不適格事項がなく適当と認められた提案のうち、指定管理者募集要項9. 指定管理者の選定に基づき指定管理候補者に選定されたものの提案をネーミングライツパートナー企業候補者に選定することとします。

(2) 募集期間・申込方法

指定管理者募集要項 7. 申請の手続きに準じる。

(3) 提出書類

次の申請区分（A又はB）に応じた書類を2部（正本1部、副本(写し)1部）、指定管理者の申請書と併せて提出してください。

【A. 指定管理者の申請者がパートナー企業として提案する場合】

- ア ネーミングライツパートナー企業に関する提案書（様式第12号）
- イ 誓約書（様式第13号）

【B. 指定管理者の申請者以外の企業（以下「別団体」という。）を探してパートナー企業として提案する場合】

- ア ネーミングライツパートナー企業に関する提案書（様式第12号）
- イ 別団体の誓約書（様式第13号）
- ウ 別団体の会社全体の事業概要がわかるもの（会社パンフレット等）（任意様式）
- エ 別団体の直近3ヵ年の決算報告書（貸借対照表等の財務諸表）及び事業報告書
- オ 別団体の納税に関する証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）
 - ①府税（全税目）に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書
 - ②最近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する納税証明書

- カ 別団体の登記事項証明書（商業登記簿謄本。現在事項全部証明書）（発行日から3か月以内のものに限る。）
 - キ 別団体の印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）
 - ク 別団体の法人等役員名簿（任意様式）
（監事を含めた各役員名には「ふりがな」「生年月日」等を記載して下さい。）
- 注）ア提案書、イ誓約書の代表者印は、印鑑登録証明書の印を押印すること。

(4) 留意事項

- ア 提案に係る必要な経費は提案者及び別団体の負担とします。
- イ 府が必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出書類等は返却いたしません。
- エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。
また、大阪府情報公開条例に基づき開示することがあります。

6 質問書の受付

質問書の受付期間、提出方法、質問書への回答は、指定管理者募集要項6. 申請の手続きに準じる。

7 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果を踏まえ、府においてパートナー企業候補者を決定します。提案者に文書で通知します。

(2) 選定結果の公表

府の広報媒体を通じて決定されたパートナー企業候補者名、施設の新愛称（予定）、申請額を公表します。

8 決定から契約まで

- (1) 指定管理候補者が、府議会での議決を経た後に府が指定管理者として指定し、その旨を府が公告します。その後、府はネーミングライツパートナー企業候補者にネーミングライツパートナー企業に決定した旨、通知します。
- (2) 府とパートナー企業で愛称の看板を設置する場所等の協議を行い、指定管理運営業務契約とは別に「ネーミングライツ契約書」を締結します。（府、指定管理者及びネーミングライツパートナー企業の三者間で契約締結します。）
- (3) 契約を締結するまでにパートナー企業が募集に定める条件に不適格な事由が認められたときは、府の判断によりその資格を失い、契約を締結しない場合があります。
- (4) パートナー企業がその資格を失った場合、府は一切の賠償責任を負いません。

9 その他資料

大阪府広告事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府が保有する資産（以下「府資産」という。）を広告媒体として活用し、広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告事業は、府の新たな財源を確保し、府民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与

するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告事業の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 当該広告の内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

2 前項に規定する広告事業の範囲に係る業種、業者及び掲載の基準については、別に定めるものとする。

(募集方法等)

第4条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(審査機関)

第5条 広告等の掲載の可否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員は青少年・地域安全室青少年課長、行政経営課長、財産活用課長、人権企画課長、男女参画・府民協働課長、府政情報室広報広聴課長、消費生活センター所長、都市整備総務課長、住宅まちづくり総務課長、建築指導室建築企画課長及び教育総務企画課長をもって充てる。

3 審査会の委員長は行政経営課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告の掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの府資産を所管する課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、行政経営課において処理する。

(雑則)

第8条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、大阪府屋外広告物条例、大阪府公有財産規

則、その他の関係法令の定めるところによる。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月8日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

大阪府広告事業掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する広告事業の範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は業者)

2 次の業種又は業者の民間広告（以下「広告等」という。）は掲載しない。なお、広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの

(2) 消費者金融・高利貸しに係るもの

(3) たばこに係るもの

(4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）

(5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

(6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの

(7) 府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの

(8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの

(9) 前各号に定めるほか、掲載することが不相当であると広告掲載審査委員会（以下、「審査会」という。）が認めるもの

（掲載基準）

3 次のいずれかに該当するものは掲載しない。

なお、府は広告等ごとに、その具体的な内容を判断するものとし、その上で修正・削除等が必要な場合は、広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不相当と認められる商品、又はサービスを提供するもの

イ その他法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

ア 人種、性別、障がい等に関する差別的な表現若しくは不当な差別につながる表現を含むもの又はそのおそれがあるもの

イ 他の者の氏名、名称、肖像、談話若しくは商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はそのおそれがあるもの

ウ 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの

エ その他他の者の人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性があるもの

ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

(5) 宗教性があるもの

ア 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

ア 個人又は法人その他団体の意見広告

イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を含むもの

(7) 個人の氏名広告

(8) 当該広告の内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの

(10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

ア 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの

イ 性的感情を著しく刺激するもの

ウ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

エ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの

(11) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの

ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）

イ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

ウ 射幸心をあおる表現

(12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

ア 府の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの

イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

ウ 前各号に定めるほか、掲載することが不適當であると審査会が認めるもの

施設の内容（府立漕艇センター）

施設名	内 容
艇庫	100艇収容（A棟：64艇、B棟：36艇）
貸艇	エイト 2隻 ナックルフォア 7隻 ダブルスカル 10隻 シングルスカル 9隻 シェルフォア 9隻 審判艇 1艇
トレーニング室	91㎡ (フィットネスバイク、プレスマシン等)
会議室	第1会議室 46㎡ 第2会議室 48㎡ 第3会議室 33㎡ 第4会議室 65㎡ 特別会議室 47㎡
休息室	69㎡（3室）
附属施設	クレーン(容量0.5t) 1基 栈橋 2基 対岸1.8kmにわたり6段のスタンドあり（府立浜寺公園内）
その他	A棟：男子シャワー室、女子シャワー室、車椅子シャワー室、 コインロッカー、更衣室2、EV1機、自動販売機1台 B棟：屋外観覧席（最大600名）

※ 施設内に駐車場はありません（南隣に浜寺公園の駐車場(有料)があります）。

※ トレーニング室の各機器は現在故障中です。（今後、大阪府において修理する予定はありません。使用する場合は指定管理者において修理していただきます。）

施設の内容（府立臨海スポーツセンター）

施設名	内 容
第 1 体育室	<p>観客席 固定席 450 席 附帯設備 倉庫、準備室 3、男子更衣室、女子更衣室、 シャワー室 2、手洗室 2、指導員室、放送室</p> <p>面 積 1,555 m² (36m×43.2m)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボールコート 2 面 ・テニスコート 3 面 ・バドミントンコート 8 面 ・バレーボールコート 3 面 ・卓球（試合台） 20 台 ・フットサルコート 2 面
第 2 体育室	<p>附帯設備 倉庫、更衣室 2、シャワー室 2、手洗室 2</p> <p>面 積 1,088 m² (37.8m×28.8m)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボールコート 2 面 ・テニスコート（練習用） 2 面 ・バドミントンコート 6 面 ・バレーボールコート 2 面 ・卓球（試合台） 14 台 ・フットサルコート 1 面
アイススケート場	<p>観客席 固定席 495 席 附帯設備 倉庫 5、月極めロッカー室、コインロッカー室 手洗室 2、貸靴置場、救護室、放送室、指導員室</p> <p>面 積 1,593 m² (59m×27m)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般開放 ・フィギュアスケート、アイスホッケー、 スピードスケート等の練習・試合
大会議室	<p>面 積 175.14 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議、研修会、催物会場（定員 120 名）
小会議室	<p>面 積 59.73 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議、研修会（定員 25 名）
その他	<p>駐車場（平面：有料）152 台（臨時駐車場 20 台含む） スケートショップ、テニスショップ、自動販売機（18 台）等</p>

施設の内容 (府立体育会館)

施設名	内 容
第1競技場 (2階)	<p>観客席 固定席 3,131席 (最大収容人員 6,131人) 附帯設備 ロッカー室2、選手控室、控室、救護室、 大会役員室、放送調光室、大型映像装置、 ピンスポット2基</p> <p>面 積 3,010 m² (70m×43m)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボールコート 4面 ・ハンドボールコート 2面 ・バドミントンコート 16面 ・柔道 4面 ・体操競技 男女全種目 ・バレーボールコート 4面 ・テニスコート 4面 ・卓球(試合台) 20台 ・剣道 8面 ・相撲、ボクシング等 全面
第2競技場 (地下2階)	<p>附帯設備 大会役員室(兼放送室)、選手控室(地下1階)、 ロッカー室2</p> <p>面 積 912.6 m² (33.8m×27m)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボールコート 2面 ・バレーボールコート 2面 ・テニスコート 1面 ・バドミントンコート 6面
柔道場 (地下2階)	<p>附帯設備 ロッカー室2、指導員控室、姿見、放送設備</p> <p>面 積 450 m² (柔道畳 248畳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道、空手道、少林寺拳法等の試合、練習会場 ・講習会、各種展示会
剣道場 (地下2階)	<p>附帯設備 ロッカー室2、指導員控室、姿見、放送設備</p> <p>面 積 450 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剣道、空手道、少林寺拳法等の試合、練習会場 ・講習会、各種展示会
多目的ホール (1階)	<p>附帯設備 放送設備、ビデオプロジェクター、16mm映写機、 スライド映写機、洗面台、姿見</p> <p>面 積 330 m² 定員 240名</p> <p>4室(A・B・C・D)に分割使用することが可能 A・D各 95 m² : 各定員 63名 B・C各 70 m² : 各定員 42名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ、ダンス等の練習会場 ・講習会、研修会、催物会場
第1会議室 (1階)	<p>面 積 41 m² 定員 20名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議、研修会、催物会場
第2～4会議室 (地下1階)	<p>面 積 156 m² 3室併せて使用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2会議室 35 m² 定員 18名、 第3会議室 50 m² 定員 24名、 第4会議室 71 m² 定員 30名 <ul style="list-style-type: none"> ・会議、研修会、催物会場
特別室 (3階)	<p>附帯設備 本室：応接用テーブル、ソファ8脚、洗面所、ロッカー 控室：ソファ5脚、給湯設備、洗面所</p> <p>面 積 79 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来賓の方の接待など
その他	<p>駐車場(有料：84台)、切符売場(1階)、自動販売機コーナー(1階)、 E V 3基(乗用2基、人荷用1基)、自動販売機(16台)、 公益財団法人大阪府スポーツ協会(地下1階)、 公益財団法人大阪府レクリエーション協会(地下1階)、 大阪府バレーボール協会(地下1階)、 大阪卓球協会(地下1階)、売店(スポーツ用品等)、フリッツホール</p>

指定管理者として果たしていただくべき責務

大阪府の公の施設として、各3施設の管理運営業務を行うにあたり、下記のアからトについて、遵守していただきます。

ア. 平等利用

3施設は、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための「公の施設」であり、その利用に際しては、平等かつ公平な取り扱いをしてください。また、正当な理由がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

イ. 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）（以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により、個人情報保護条例第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）の規定が適用されます。

なお、指定管理者は管理運営の履行に際して入手した個人情報・データの管理にあたり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止、責任体制の整備、作業責任者の設置、職員研修の実施、複写・複製の禁止、事故発生時の報告などを定めた「個人情報管理マニュアル」を作成し、その適正な管理を行ってください。

《 指定管理者に適用される主な規定の内容 》

- ① 収集の制限（第7条）
 - a 収集目的の明確化、必要な範囲内の収集（第1項）
 - b 適法かつ公正な手段による収集（第2項）
 - c 本人収集の原則（第3項）
 - d 本人に対する利用目的の明示の努力義務（第4項）
 - e 要配慮個人情報収集の原則禁止（第5項）
- ② 利用及び提供の制限（第8条）
 - a 収集目的以外の利用・提供の原則禁止（第1項）
 - b 提供先に対し、個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずることを求める等の義務（第3項）
 - c オンライン提供の原則禁止に対する例外事項（第4～6項）
- ③ 適正な管理（第9条）
 - a 正確かつ最新の状態に保持する努力義務（第1項）
 - b 漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第2項）
- ④ 委託に伴う措置（第10条）
 - a 指定管理者が個人情報を取り扱う事務を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じる義務（第1項）
 - b 指定管理者から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものが、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第2項）

ウ 情報公開への対応

各3施設の指定管理者は、それぞれの施設の管理運営業務に関し、大阪府が定める下記の資料を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

《情報公開について》

大阪府に提出していただく申請書類等は、情報公開請求の対象となります。

また、提出書類中、大阪府が定める資料については、大阪府情報公開条例に定める適用除外事項に該当する情報を除いて、当該施設で閲覧できるようにしていただきます。

(大阪府では、各3施設・担当課(保健体育課)・府政情報センターでどなたでも閲覧できるようにします。また、⑤の契約書は大阪府のホームページに掲載します。)

※大阪府が定める資料

- ①指定管理者指定申請書、②事業計画書、③収支計画書、④管理体制計画書
- ⑤管理運営業務協定書、⑥各年度の事業計画書、⑦各年度の事業報告書

エ 労働関係法令等の遵守

各3施設の指定管理者は、それぞれの施設の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律のほか労働関係法令を遵守してください。

〔労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法〕

また、指定管理者は、本募集要項の「3. 業務の範囲及び内容」の「(4) 管理運営業務にあたって遵守すべき主な法令」の関係法令を遵守してください。

オ 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、設置していただきます。

《一定規模の事業所とは》

- ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所
- ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

カ 人権研修の実施

各3施設の指定管理者は、それぞれ施設の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

また、指定管理者は、本募集要項の「4. 指定管理者が実施する業務」の「(5) 事業計画書等の提出」に基づき毎年度、大阪府人権施策推進基本方針を参考として人権研修計画を作成していただきます。

キ 障がい者法定雇用率の達成への取組み

障がい者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。申請段階で障がい者法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用を中心に誠実に履行してください。

大阪府では、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るため、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)を制定し、大阪府と契約を締結した、又は大阪府の補助金の交付決定を受けた、又は指定管理者の指定を受けた事業主に対して、障がい者雇用率(いわゆる法定雇用率)の達成に向けた取組みを行っており、「障がい者の雇用状況の報告」を義務付けています。また、雇用障がい者数が法定雇用障がい者数未達の事業主に対しては、「障がい者雇入れ計画の作成」を義務付けています。

ハートフル条例に基づき指定管理者の指定を受けた各3施設の指定管理者（常用労働者50人以上の事業主及び障害者雇用率の算定特例を受けている事業主）は、障害者雇用率達成の如何にかかわらず、指定を受けた日の翌日から起算して10日を経過する日までに、報告日の直前の6月1日時点における障害者雇用状況を大阪府知事あて（大阪府商工労働部雇用推進室）報告する必要があります。（ハートフル条例第17条第1項及び同条例施行規則第3条第2項）

ク 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。

また、地震など災害等発生時の利用者の安全確保など、府、警察・消防等と連携し、危機事象に適切に対応するため、防火管理者の選任、緊急連絡網の整備、防災訓練や研修等の「危機管理対応マニュアル」を作成し、万全の危機管理体制を確立してください。

ケ 大阪府が実施する事業への協力

大阪府が実施する事業への支援・協力を積極的に行ってください。

例：大阪府障がい者サポートカンパニー制度への登録、男女いきいき・元気宣言への登録、関西エコオフィス宣言、行祭事イベント、要人案内等

また、府が行政の福祉化の取り組みとして、当該施設の清掃現場等における障がい者の清掃訓練等を通じた府の施策（障がい者の就労支援）を実施している場合は、その施策との協力を図っていただきます。

コ 知的障がい者等の継続雇用の取組み

会館では知的障がい者等が6名（再委託先で雇用、週30時間勤務）、臨スポでは知的障がい者が1名（再委託先で雇用、週30時間勤務）清掃業務に従事しています。指定管理者は、府立施設としての会館又は臨スポの管理運営業務の福祉化の観点から、同様の体制を維持して清掃業務を行ってください。

なお、その際、清掃業務に従事している当該知的障がい者が、引き続き会館又は臨スポでの業務従事を希望している場合は、その意向を尊重してください。（雇用方法等については別途提案していただきます。）

知的障がい者の雇用にあたっては、現に当該知的障がい者の就労支援を行う支援機関と連携の上、就労、職場定着支援を行ってください。

サ 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応

大阪府はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下「省エネ法」という。）の規定により、所有する資産についてエネルギー管理を行い、国に報告書等を提出する義務が課されています。当3施設においても同法が適用されることから、以下の点について対応していただきます。

- ① 前年度分の年間エネルギー使用量を把握の上、所定の様式に記入し、毎年大阪府に報告してください。
- ② 省エネ法の趣旨を理解し、大阪府が実施する省エネ施策に協力してください。
- ③ 省エネ法に基づき「エネルギー管理標準」を作成してください。

シ ESCO事業の実施

当該施設は、「大阪府ESCOアクションプラン」におけるESCO事業対象施設になっています。このため、光熱水費関係については、大阪府がESCO事業者と契約した省エネ設備を設置しますので、管理運営にかかる電気・ガス・水道の利用は、その設備を通していただきます。

※ESCO 事業者とのリース契約は令和3年度までとなり、令和4年度以降、設備は施設に無償譲渡され、指定管理者により運営いただきます。

《ESCO 事業とは・・・》

既存庁舎等を民間の資金とノウハウを生かして省エネルギー化改修し、省エネルギー化による光熱水費の削減分で改修工事にかかる経費等を償還し、残余を府と ESCO 事業者の利益とする事業。

ス フロン排出抑制法に基づく対応

フロン排出抑制法（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、業務用冷蔵・冷凍機や業務用空調機器について、必要な点検と所定の記録簿への記載を行い、毎年府に提出するなど、適正な管理に努めてください。

セ 第三者への再委託を行う場合の確認事項

大阪府では、業務の委託を行う際、大阪府の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないこととしています。第三者への委託を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認ください。

また、第三者へ委託する場合、委託金額にかかわらず、その相手方から大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、大阪府へ提出してください。

ソ ネーミングライツ等施設の有効活用への協力

センター及び臨スポのネーミングライツの提案を行うことができます。ネーミングライツ料は当該施設の納付金とは別に府へ納入していただきます。（指定管理者と異なる者がネーミングライツパートナー企業となる場合は、そのパートナー企業が大阪府へ直接納入していただきます。）

指定管理者には、ネーミングライツへの取組みにご理解をいただき、指定管理者が発行する刊行図書、ホームページ等における愛称の使用や電話対応、利用者・マスメディアへの周知など愛称の周知や愛称が定着するよう協力をしていただきます。

なお、会館のネーミングライツは次のとおり決定していますので、次期指定管理者には、府及びパートナー企業と緊密に連携し、上記と同様にご協力いただきます。

体育会館のネーミングライツ概要

パートナー企業名：株式会社エディオン

愛称：エディオンアリーナ大阪

愛称使用期間：平成 27 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日までの 8 年間

※愛称使用期間は更新する場合があります。

タ 備品管理について

指定管理業務に関して必要な備品等の購入費用については、指定管理者が、ご負担ください。なお、これら備品等は協定終了後、大阪府が所有することになります。ただし、府と協議をさせていただいたうえで、備品を指定管理者の所有とすることもできます。備品管理にあたっては、大阪府の備品管理ルールを徹底いただくとともに、府所有の備品、指定管理者所有の備品及び協定終了後大阪府が所有する備品について区別して管理するようご注意ください。

チ 各種税の取扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人府民税、法人事業税、法人市（町村）民税、事業所税等の納税義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

ツ 施設賠償保険について

各3施設の指定管理者は、管理運営業務を開始する日までに、次の①②の内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入してください。なお、保険契約を締結するにあたり、大阪府を追加被保険者としてください。

【センター】

①施設賠償責任保険対人賠償1事故につき：3億円、1名につき：1億円
対物賠償1事故につき：3億円

②昇降機賠償責任保険対人賠償1事故につき：3億円、1名につき：1億円
対物賠償1事故につき：3億円

【臨スポ】

①施設賠償責任保険対人賠償1事故につき：10億円、1名につき：5億円
対物賠償1事故につき：5億円

【会館】

①施設賠償責任保険対人賠償1事故につき：10億円、1名につき：5億円
対物賠償1事故につき：5億円

②昇降機賠償責任保険対人賠償1事故につき：1億円、1名につき：2,000万円
対物賠償1事故につき：500万円

テ 電気事業法について

各3施設の指定管理者は、それぞれの施設の自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任していただき、それぞれの所轄庁に届け出ていただきます。3施設の自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとします。

ト 著作権の帰属について

各3施設の指定管理者が管理運営業務により行った印刷物の刊行、写真撮影等によって生じる著作権は、大阪府に帰属するものとします。なお、大阪府議会での議決後に大阪府と締結する管理運営業務協定書に明記します。

施設の効用を最大限発揮するための方策

1 施設の維持及び補修に関する提案

当会館は、建設後 33 年が経過していることから、施設・設備の改修・更新の必要性が高まっています。このため、別紙 4 に示すリスク分担を踏まえつつ、施設の維持管理計画や危機管理体制について提案いただくとともに、保守点検や施設・設備の管理・更新について、実施手法の工夫や新たな手法及び実施すべき投資があれば提案してください。

2 利用促進に向けた施設サービスの向上に関する提案

10 年間における施設利用者数の増加や、利用者の安全性向上を図るために行う、施設・設備の改修、又は備品の購入等の投資について、提案してください。

これは、指定管理者の発意により、リスク分担に基づき、毎年度実施いただく維持補修とは別に、施設の有する課題に対応するために必要な投資について提案いただくものです。

なお、投資により購入した備品は指定期間終了時に府に引き渡すこととします。

3 利用促進に向けたその他のサービス向上方策の提案

利用者数の増加のための広報戦略や、サービスの向上方策について具体的に提案してください。

4 提案方法について

(1) 投資内容

内容と併せて、金額、期待できる効果を提案してください。

(2) 投資時期

投資は、令和 3 年度から実施し、遅くとも令和 7 年度末までに完了するよう年次計画に基づき提案してください。

(3) 投資額及び回収計画

総額 3,000 万円以上の提案を申請要件とします。なお、投資にかかる経費に府が支払う指定管理料をあてることはできません。利用者数の増加や支出の抑制に伴う収益から回収できるよう、事業計画書、収支計画書を作成してください。

また、指定管理者に選定された後の実際の投資額が、提案した額を下回る場合は、府と協議のうえ、提案額以上となるよう追加投資を行っていただきます。

【提案例】

- ・照明装置の更新
- ・大型映像装置の更新
- ・LED照明への交換
- ・トイレ改修（和式から洋式への変更、バリアフリー化）
- ・Wi-Fi の設置
- ・新規競技用設備の設置
- ・観覧席改修

リスク分担表 (○印が、リスク負担者)

種類	内容	負担者	
		大阪府	指定管理者
法令の変更	管理運営業務に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
金利・物価	金利および物価の変動		○
許認可の取得	管理運営業務に必要な許認可取得の遅延		○
資金調達	必要な資金確保		○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
管理運営業務および事業の中止・延期	大阪府の責任による中止・延期	○	
	指定管理者の責任による中止・延期		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	上記以外の場合		○
申請コスト	申請コストの負担		○
引継コスト	前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○
改修・維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改修		○
	大阪府の発意により行う施設・設備・外構の改修	○	
	施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修		○
	施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる大補修	○	
	指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
	大規模な災害を原因とする施設・設備・外構の補修	○	
	第三者による事故等を原因とする施設・設備・外構の補修		○
宣伝広告	管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費		○
資料の作成	大阪府の求めによる管理運営業務に関する資料の作成		○
運営の改善	指定管理者評価委員会の提言等に基づく改善（施設躯体にかかるものは除く）		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少		○

※上記は例示であり、管理業務の内容等によって精査の上、追加や削除を行う。

審査基準

1. 各3施設の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができるか
2. 各3施設の効用を最大限に発揮させることができるか
3. 各3施設の管理運営業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政基盤を有しているか
4. 各3施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるか
5. その他、府施策との整合など各3施設の管理に際して必要とする取組みを行っているか

[大阪府立漕艇センター]

評価方針	評価項目	点数
1. 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【7点】	①施設の設置目的及び管理運営方針	2点
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5点
2. 施設の効用を最大限発揮するための方策 【26点】	①イベント誘致・開催等の取組内容、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10点
	②利用者のサービス向上（自主事業含む）を図るための具体的手法及び実現可能性	6点
	③施設の維持管理・安全対策・修繕補修等の内容、適格性及び実現の可能性（注1）	8点
	④ネーミングライツによる収入確保策の実施	2点
3. 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【7点】	①収支計画の内容、適格性及び実現の可能性（注2）	2点
	②安定的な運営が可能となる人的能力	2点
	③安定的な運営が可能となる財政的基盤	3点
4. 管理に係る経費の縮減に関する方策 【50点】	○施設の管理運営に係る経費の内容 5年間の納付金の平均額で算出する。（注3） 納付金の参考価格 0千円/年額（消費税及び地方消費税を含む）	50点
5. その他管理に際して必要な事項 【7点】	○府施策との整合（注4） ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 3点 就職困難層への雇用・就労支援（2点） 障がい者の実雇用率（1点） ・府民、NPOとの協働 1点 ・環境問題への取組み 2点	7点

[大阪府立臨海スポーツセンター]

評価方針	評価項目	点数
1. 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【8点】	①施設の設置目的及び管理運営方針	2点
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	6点
2. 施設の効用を最大限発揮するための方策 【26点】	①イベント誘致・開催等の取組内容、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10点
	②利用者のサービス向上（自主事業含む）を図るための具体的手法及び実現可能性	6点
	③施設の維持管理・安全対策・修繕補修等の内容、適格性及び実現の可能性（注1）	8点
	④ネーミングライツによる収入確保策の実施	2点
3. 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【6点】	①収支計画の内容、適格性及び実現の可能性（注2）	2点
	②安定的な運営が可能となる人的能力	2点
	③安定的な運営が可能となる財政的基盤	2点
4. 管理に係る経費の縮減に関する方策 【50点】	○施設の管理運営に係る経費の内容 5年間の納付金の平均額で算出する。（注3） 納付金の参考価格 6,500千円/年額（消費税及び地方消費税を含む）	50点
5. その他管理に際して必要な事項 【10点】	○府施策との整合（注4） ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 6点 就職困難層への雇用・就労支援（2点） 障がい者の実雇用率（1点） 知的障がい者の清掃現場就業状況（3点） ・府民、NPOとの協働 1点 ・環境問題への取組み 2点	10点

[大阪府立体育会館]

評価方針	評価項目	点数
1. 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【8点】	①施設の設置目的及び管理運営方針	2点
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	6点
2. 施設の効用を最大限発揮するための方策 【36点】	①イベント誘致・開催等の取組内容、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果（メインアリーナなどの競技スペースと、会議室などのその他スペースそれぞれで評価します）	12点
	②利用者のサービス向上（自主事業含む）を図るための具体的手法及び期待される効果	6点
	③施設の維持管理・安全対策・修繕補修等の内容、適格性及び実現の可能性（注1）	8点
	④投資による活性化策	10点
3. 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【6点】	①収支計画の内容、適格性及び実現の可能性（注2）	2点
	②安定的な運営が可能となる人的能力	2点
	③安定的な運営が可能となる財政的基盤	2点
4. 管理に係る経費の縮減に関する方策 【40点】	○施設の管理運営に係る経費の内容 10年間の納付金の平均額で算出する。（注3） 納付金の参考価格 140,000千円/年額（消費税及び地方消費税を含む） ○指定管理者による投資（注3）	40点
5. その他管理に際して必要な事項 【10点】	○府施策との整合（注4） ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 6点 就職困難層への雇用・就労支援（2点） 障がい者の実雇用率（1点） 知的障がい者の清掃現場就業状況（3点） ・府民、NPOとの協働 1点 ・環境問題への取組み 2点	10点

注1) 施設・設備等の長寿命化や機能維持を図るための管理手法、安全対策及び施設設備等の改修・修繕・備品更新等の提案の内容（ただし、基本修繕費とは別の提案とすること。）

注2) 総支出における管理運営経費が著しく廉価な提案の場合は、最低賃金の支払いの担保などの労働条件が確保されている資料等の提出を求める場合があります。

注3) 臨スポの価格点（50点）の計算方法は次のとおりとする。

得点=50点×（提案額/提案額のうち最高の価格）

会館の価格点（40点）の計算方法は次のとおりとする。

得点=40点×（提案額/提案額のうち最高の価格）

なお、参考価格を下回る提案は0点とする。

漕艇センターの価格点（50点）の計算方法は、提案額に100,000ポイントを加算

し計算することとし、次のとおりとする。

例 1 提案額が 0 円の場合

$$\text{得点} = 50 \text{ 点} \times \frac{0 \text{ 円 (提案額)} + 100,000 \text{ (加算ポイント)} = 100,000}{\text{提案額のうち最高の価格} + 100,000 \text{ (加算ポイント)}}$$

例 2 提案額が 5,000 円の場合

$$\text{得点} = 50 \text{ 点} \times \frac{5,000 \text{ 円 (提案額)} + 100,000 \text{ (加算ポイント)} = 105,000}{\text{提案額のうち最高の価格} + 100,000 \text{ (加算ポイント)}}$$

注 4) 府施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難層への雇用・就労支援（2 点）についての配点の内訳は下記のとおりとする。

<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援センター ・障害者就業・生活支援センター ・大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ・ホームレス自立支援センター ・地域若者サポートステーション※ ・生活困窮者自立支援機関 ・大阪ホームレス就業支援センター ・大阪保護観察所長による雇用証明書の提出により、就職困難者の雇用を評価する。 <p>※ただし、地域若者サポートステーションの利用者については、1 年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への加入又は障がい者サポートカンパニー制度への登録の有無、もしくは大阪保護観察所への協力雇用主としての登録。 	<p>雇用者 1 名 ⇒ 0 点 雇用者 1 名+C-STEP 加入又は障がい者サポートカンパニー登録もしくは協力雇用主としての登録 ⇒ 1 点 雇用者 2 名 ⇒ 1 点 雇用者 2 名+C-STEP 加入又は障がい者サポートカンパニー登録もしくは協力雇用主としての登録 ⇒ 2 点 雇用者 3 名以上 ⇒ 2 点 (以上、2 点を上限)</p>
<p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上段の雇用に際して、職場環境整備等支援組織(障がい者分野、生活困窮者分野)を活用して支援を行う場合 	<p>アの点数に 1 点を加算</p>
<p>但し、アとイ併せて 2 点を上限とする。</p>	

※就職困難者の雇用については、原則として指定管理者の構成員によるとするが、雇用を予定する場合も可とする。(既存で雇用されている場合は、平成 28 年 4 月 1 日以降に雇用され、令和 2 年 8 月 1 日現在在職している者を対象とする。また、新規雇用の場合、指定期間の初日から 7 月を経過する日までに履行することが必要である。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とする。)

※各センターの利用証明は、各センターに登録されている方を対象として発行されません。

※就職困難者の雇用は、常時雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する者を除く。なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいう。

- ・ 1 週間あたりの労働時間が 30 時間以上であること。
- ・ 雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。(すなわち、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれること)
- ・ 各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など）に加入していること。

※（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）：大阪府が実施する「就

職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者

※ 障がい者サポートカンパニー：障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む企業及び団体等を登録する制度。

※大阪保護観察所の協力雇用主としての登録：保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主として大阪保護観察所に登録するもの。

※なお、複数の法人等がグループを構成して申請する場合、C－STEPへの加入、サポートカンパニー制度への登録及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録は、全ての構成員に対して求めるものではありません。また、申請時点での加入状況及び登録状況を評価するものとします。

※職場環境整備等支援組織（障がい者分野、生活困窮者分野）の具体的内容は以下のとおりです。

<障がい者分野>

(1) 職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

(2) ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）

採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

(3) 定着支援

職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等

<生活困窮者分野>

生活困窮者自立支援制度に基づき自治体に設置された自立相談支援機関の利用者について採用等の就労にかかわる諸活動を支援する。

(1) 職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

(2) ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）

採用スケジュールの作成、受入環境の整備、就労希望者向け仕事説明会等の開催、採用予定者向け就労準備（体験等）の調整・実施等

(3) 定着支援

自立相談支援機関と連携した支援の調整（職場に慣れるまでの間の支援、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応等）、共に働く従業員への研修等実施等

(4) その他の支援

「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得など就労分野における社会貢献に取り組む場合の支援

就職困難者層への雇用・就労支援について、提案いただいた場合、以下の取り組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の就職困難者の雇用実績について、「就職困難者雇用実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
- ・また、年度途中において、就職困難者の雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「就職困難者雇用実績報告書」により、速やかに報告すること。
- ・就職困難者を新たに雇用する場合は、センター利用証明書を提出すること。

※障がい者の実雇用率については、令和2年6月1日現在で、障がい者雇用率（法定雇用率）を超えている場合に1点付与する。

また、複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与する。

現在の民間企業の実雇用率は2.2%であるため、雇用率が2.2%以下であれば0点となる。

※臨スポ及び会館は、現在、知的障がい者の雇用を実施しています。知的障がい者の清掃現場就業状況の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、「知的障がい者等」とは、知的障がい者及び精神障がい者をいう。

<p>ア 現に就業中の知的障がい者等の雇用を継続する場合は1点付与する。</p> <ul style="list-style-type: none">・本人に継続雇用の希望がある場合は、継続雇用を行うこと・本人に継続雇用の希望がない場合は、現行と同様の体制を維持すること <p>※「現行と同様の体制を維持する提案」の内容については、現行の週の総労働時間を維持しているかどうかで判断する。ただし、現行で週30時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合は引続き週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持すること。</p> <p>イ アに加え、新たに知的障がい者等を雇用する場合は、1点付与する。</p> <ul style="list-style-type: none">・現に就業中の者に加え、新たに知的障がい者等を現場で雇用する場合、清掃あるいはその他の業務で雇用すること。なお、雇用環境については、週30時間以上、各種保険加入を原則とする。 <p>ウ 職場環境整備等支援組織を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合は1点付与する。</p> <ul style="list-style-type: none">・知的障がい者等の現場就業について、ハートフル条例に基づく職場環境整備等支援組織を活用する場合は以下のとおり。 <p>(1) 職場のアセスメント 雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て</p> <p>(2) ジョブマッチング（新規雇用提案の場合） 採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等</p> <p>(3) 定着支援 職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等</p>
--

なお、知的障がい者の清掃現場就業状況について、提案いただいた場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の知的障がい者等の現場就業の状況について、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
 - ・また、年度途中における雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」により、速やかに報告すること。
 - ・職場環境整備等支援組織を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、職場環境整備等支援組織を活用して、雇用に向けた調整を始めること。
- なお、支援内容について、支援内容報告書により毎年度報告すること

※ なお、就職困難層への雇用・就労支援と知的障がい者等の現場就業状況に関し、同一人物を重複して提案することは認めません。

※環境問題の取組み（2点）については、以下のとおりとします。

申請者（グループを構成する場合はその代表事業者）の環境への取組みを評価し、施設

を管理する上でも同様に取組むこととして、次の①または②のどちらか一方を評価

①自主的環境マネジメントシステム（EMS）の構築もしくはグリーン調達方針の策定（提出書類：規定や方針等、取組を証明できる書類※1※2）：1点

※1：自主的EMSの規定については、EMSに取組む上で必要な項目（運営体制、目標設定、具体的取組、実績記録等）が記載されていること。

※2：グリーン調達方針については、環境物品等の調達に関する品目毎の具体的なガイドラインが示されていること。

②第三者認証EMS（提出書類：登録証の写し）：2点

※ 第三者認証EMSとは、ISO14001、エコアクション21認証、KES認証、エコステージ認証とする。

（参考）

・環境マネジメントシステムとは（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-1.html>

・環境マネジメント（EMS）支援ポータルサイト（大阪府HP）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/emsp1.html>

・グリーン購入法について（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

《最優先交渉権者の選定》

- 選定委員会における審査において、最も評価の点数が高い法人等を最優先交渉権者とします。
- ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、上記「審査基準」における「評価方針」の5つについて、いずれかが無得点（0点）の場合は、総合力に劣るものとして、選定されません。
- 複数の法人等の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い法人等を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。